

モラロジーと現代自然法論

阿 南 成 一

序論

1. 現代自然法論の課題

I 自然法論の基礎

- a 本性論
- b 人間論
- c 社会論

II 自然法の認識

- a 宗教的認識
- b 形而上学的認識
- c 科学的認識

III 現代自然法論の課題

- a 人間本性の再検討
- b 自然法規範と法原則

IV 自然法論の現代的役割

2. モラロジーにおける法—道德論

I 最高道德における法と道德

- a 宗教的要素
- b 道德の優位
- c 法律の位置づけ

d モラロジーの方法論

II モラロジーの法律観

3. モラロジーと現代自然法論

I 自然法論としてのモラロジー

II モラロジーとしての自然法論

III 結び—モラロジーの普遍化の為に—

序 論

私はかねがね自然法、特に現代自然法について勉強してきましたが、この度機会を得て、モラロジーについて学ぶことが出来ました。そして、それを学びながら、多くの点で、現代自然法論が追求しようとしているところとモラロジーとの間に共通な点を見出しうるように思われてきました。そこで、この機会に、モラロジーと現代自然法論を、いろいろと比較してみたいと思います。おそらく、それはモラロジーにとっても、又現代自然法論にとっても互いに裨益するところが多いのではないのでしょうか。と言いますのは、現代自然法論にとって、現在何よりも課題とされているのは、普遍人類的な道德律についてそれをできるだけ科学的にアプローチしていくということであり⁽¹⁾、その点において、現代自然法論はモラロジーから多くのことを教えられると思うからです。他方、モラロジーにとっては、その追求するところが普遍人類的な道德律になるということ、つまりモラロジーの普遍化ということが現在その課題とされているのではないか、と思われるからです。

もちろん、両者は多くの点で異なっております。自然法論は、周知の様に、西洋の神学、形而上学あるいは哲学を基礎とし、西洋的な思考様式で説明がなされてきました⁽²⁾。これに対し、モラロジーには、その根本において、東洋的な、なかならず儒教的な倫理思想があります。そして、それを近代の西洋の道德科学で以って証明しようと試みているように思われます⁽³⁾。したがって、一見するところ、両者を結びつけること、あるいは比較することは、非常に難しく思われるかもしれません。しかし、一つ一つで考えますと、互いに助け合うところ、補いあうところも多々あるかと思われます。じつは、本稿はその様なことの試みの一端、出発点でありたいと思うものであります。そこで以下において先ず現代自然法論の課題を明らかにし、ついでモラロジーにおける、特に法と関連した道德思想、法—道德思想を概観し、結びとしてモラロジーと現代自然法論が、どういう点で共通の目標を追求し、どういう点に互いに補いあうべきところがあるかを見てみたいと思います。

註

- (1) かかる現代自然法論の今日的課題については、つとに、たとえば Jacques Leclercq らによる活発な発言がみられる。それについては拙稿「自然法と社会学」(『法哲学と社会法の理論』昭46、有斐閣 所収)に詳述しておいた。
- (2) 自然法の基礎づけのかかる歴史とタイプについては拙著『法哲学』(昭50、青林書院新社)において概説しておいた。
- (3) これは今までのところの私の所感で、そう言い切れるかは、モラロジーを勉強して未だ日の浅い私にはわからない。

1. 現代自然法論の課題

I 自然法論の基礎

自然法論⁽¹⁾というのは普遍妥当的な道德律、つまり人間が人間であるかぎり、行なわなければならない道德律の存在を主張するものでありますが、その基礎づけは人間の本性に置かれています。ところが、「人間の本性」は何であるかということは、じつは、自然が何であるかということ、つまり「自然把握」と密接に関係しています。そこで、自然把握の相違や発展によって人間本性の説明も自然法論も変わってきました。他方、社会、つまり人間が共同生活を営むということ、これも人間本性に基づくものとされてきましたが、そのゆえに本性、つまり自然をどう把握するかの考えの発展と共に社会観もやはり変わってきました。そこで、以下に本性論、人間論、社会論⁽²⁾の順に自然法論の基礎を成す三つの要素について説明してゆきたいと思ひます。

a 本性論

自然法は恣意的・人為的ではない何か客観的な、法の基準(法の本性)への人々の希求から生まれました⁽³⁾。そして、古代ギリシアの人々はこれを外界の自然に求めました。ギリシアではすでにある程度の自然学が、つまり自然の客観的考察と法則的認識が発達していました。そこで、それが「客観性」

の格好のよりどころとなりました。しかし、自然と本性とのかような同一視は自然法論に混乱と問題を残しました。例えば、ソフィストは、生物的自然としての人間、人間の生物的本能をさえ自然法だと主張しました。又、後にストアは自然の理法、つまりロゴス、が即人間の道徳律だという主張をしました(4)。

中世になってキリスト教が入ることによって、人々の自然把握も変わってきました。自然は神によって創られたものであり、神のこの宇宙万物の創造計画、つまり永久法の自然界へのあらわれ、それが外の世界では自然法則であり、人間界では自然法であるという風に説明される様になりました。外の自然界とは違い、人間界では人間に自由意思と理性による自然法の認識、自然法の立法の余地が残されてはおりますが、根本的には、そして究極の基礎は、やはり神におかれていました(5)。

次に近世に入りますと自然を人間の理性により解明し、科学的・合理的な自然観が打ち立てられました。理性法としての自然法論は、そこから生まれたのです(6)。以上の様な自然の解明の歴史、自然観の変遷は、自然法論の変遷ともなって表われております。現代における科学のめざましい発達(7)は、自然をとことんまで、その微細に至るまで追求・解明し、人間の自然・本性は何かをわからなくしてきました。そこで、現在、自然法論もその基礎たる人間の自然・本性を再検討することを迫られているわけです。

b 人間論

自然法論は人間が他の被造物、人間に最も近い動物よりも卓越していることをその基礎としております。しかし、人間も動物の一つであり、その限りでは人間も自然の法則に服さざるをえないことは言うまでもありません。ウルピアヌスの「自然法とは、自然が動物に教えたところのもの」という定義や、イギリス国会は万能であるが「男を女にし、女を男に出来ない」ということばは、この様な考えに基く自然法論をあらわしています(8)。この様に自然との連続性、共通性において人間が捉えられる一方、他方では絶えず人間の卓越性が意識されてきました(9)。そしてこの卓越性は理性に求められて

きました。理性によって人間は、大宇宙のロゴスを認識出来る小宇宙となりうる、というストアの教えは、理性的動物イコール人間という考えの結晶だと言うこともできます。また、中世に入りますと、神が人間を卓越的な被造物として特に創造した、という考えが確立されました。同じ被造物でも、人間と動物以下のものとの間には厳然と一線が画されるに至ったわけです。この点で、それは東洋の自然観・生物観と非常なコントラストをなしています。動物以下のものを人間の生存の手段として用いることを西洋の思想は何ら異としないのです(10)。

次に近世に入りますと、諸自然科学、なかんづく、生物学の発達、そしてダーウィンの進化論以来、再び人間と動物の連続性の思想が再現されました。さらに、のちには、人間の非合理性や合理主義への不信も表われました。人間が理性を持っているというだけでは、もはや人間の卓越性について必ずしも説得力があるとは言えなくなりました。今日の文化人類学は、動物と人間との連続性の線上に文化の発生点を求めて、人間の卓越性を何とか科学的に証明しようとする試みだと見ることができます(11)。

c 社会論

社会をどう見るかは、自然の中にあつて人間が自然と共に生きていく共同生活のあり方にかかわっております。したがって各時代の自然観や自然に対処する技術の発達によって社会観も変遷してきました。しかし人間がロビンソン＝クルーソーのように孤独な者ではなく、共同生活しなければ生きていけないこと、つまり人間は本来的に社会的動物だという考えは、古くから一般に存在しました。そこで、さらに進んで、国家というような生活共同体もまた人間に本来的なもの、人間本性に基づくもの(12) と見るべきかどうかの問題になってきたのです。

古代と中世とでは、国家形態はかなり異なりますが、一般には国家生活も人間に本来的なもの、と考えられていました(13)。ところが近世に入り、人間の本来的な共同生活のあり方としての自然状態が、むしろ社会のモデルとされるようになりました。また同時に、そしてこの自然状態との比較において、

国家は非本来的なもの、何らかの利益のための、人間の意志の産物、契約によって出来たものとされました。この点で、国家も社会的動物である人間の本性に基づく社会の延長であり完成であると考えた古代・中世と大いに異なっています。もっとも、ひとくちに国家といっても古代・中世と近世とではその実態が異なり、また現代⁽¹⁴⁾では、更に実態が変ろうとしています。すなわち、現代ではもはや一つの国家だけでは、人間の生存を全うできなくなってきており、人々は人類社会の連帯性にめざめつつあるからです。

II 自然法の認識

a 宗教的認識

これは、人間が自然法を神からの啓示によって、たとえば十戒を知ったように、知ることが出来るというものです。又それは、人間は神から理性的動物として作られ、その理性により自然法を、特にその第一原理たる「善をなし、悪を避けよ」という規範を知ることができるとするのです⁽¹⁵⁾。神学的方法というのは、かかる超自然的啓示や本性を自然的に説明するもので、「道徳神学」として展開されました。それは、ギリシア特にアリストテレスの形而上学を取り入れることによって、たとえば、トマス＝アキナスらのスコラ神学においておおいに発達しました。

b 形而上学的認識⁽¹⁶⁾

これは、本性の概念を「存在の学」としての形而上学の中で明らかにしようとするものです。事物の真の存在を以ってその本性とするプラトンや、事物の存在目的の完成状態が本性だとするアリストテレスの考えがすでにギリシアにおいて展開されました。これらは、要するに、在る状態ではなくて在るべき状態が本性だとするものです。そして、人間は、かかる在るべき状態を、つまり本性を、「存在」ならびに「目的」の知的追求によって認識できるとするのです。

c 科学的認識

これは経験的認識といい換えてもよいかと思えます。これによれば、たと

えばどの時代のどの民族でも殺人は一般に禁止されているという事実認識から「殺すなかれ」は自然法規範であることが解る、という風に論じます⁽¹⁷⁾。又、たとえば「一夫一婦制」は、しからざる場合の子供の不幸などの経験的知識からして、自然法だというのです⁽¹⁸⁾。しかし、かかる経験的認識は相対的であり、自然法に違^{ちが}う事実も歴史上少なからずあります。経験主義者は普遍妥当な自然法などないというのが、まさに経験の示すところだと主張します。経験科学的傾向が支配的な今日、このレベルで経験主義者と自然法の認識について論じ合うことが必要かと思われま^す。モラロジーも経験科学的にモラルを確立しようとするものであり、この点で自然法と同じ立場にあり、同じ課題を負わされているということが出来ます。

III 現代自然法論の課題

自然法論は、現代、主として二つの面から問われています。一つには、現代社会が当面する問題、現代の人間に加えられるさまざまなインパクト⁽¹⁹⁾に対して、人間の生きていくべき道をどのように探求するかが問われています。第二に、現代発達著しい経験科学に照らして自然法の基礎たる人間本性を再検討・再確認することを問われています。

a 人間本性の再検討

これまで、宗教的・形而上学的に、又それに歴史的経験も加えて、普遍的な人間本性及びその帰結としての自然法規範体系が説かれてきましたが、こんにち経験諸科学の発達により必ずしもそうでないことが指摘され、自然法の基礎たる人間の本性もちょうど玉ねぎの皮をはがされるようにその範囲がせばめられてきました。そこで、今こそ、動物にはない人間にのみ固有の人間本性を、あるいは文化人類学的にあるいは精神医学的に探究し確立していくことが必要でしょう。すでに自然法論者の中に今日次のような主張もあります。固定不動の人間本性という実体があるのではなくて、人間が人格であり、創造的(クリエイティブ)に規範を立て、良心に従って生きていくということ、これ以外に人間の本性はないというのであります。⁽²⁰⁾

b 自然法規範と法原則

従来の自然法論は、どちらかと言えば、規範主義であり客観主義でした。そして、じつは各時代・各社会において作られたものである自然法規範体系を不変・普遍なものとしてきたきらいがないでもなかったのです。その様な静的な自然法論ではなくて、創造的で動的な自然法論が今こそ必要だ、という主張が今日出てきました⁽²¹⁾。そもそも、例えばトマス＝アキナスが教えた様に、自然法と言える規範はごくわずかの根本原理だけで、それ以上の細かい規範は、与えられた社会状況の中で人間理性がこの原理にのっとって立法したものであるというのです⁽²²⁾。かくして立法されたものが法原則です。例えば、私有財産制、一夫一婦制、婚姻の不解消制、死刑の正当化などがかような法原則です。これらはしかし、この様に立法されたものですから、歴史的に相対的だというわけです⁽²³⁾。

IV 自然法論の現代的役割⁽²⁴⁾

以上からもわかる様に現代自然法論はまず第一に、その基礎としての人間本性を現代の経験科学の成果をとり入れて、再検討、再確認し、第二に現代の社会状況に照らして自然法の根本原理にのっとった諸法原則を立法していく課題を負わされております。例えば現代の科学技術は、人類の生命にかかわり、人倫の根本をゆるがす問題をもたらしていますが、それらに対してわれわれが、人間としていかに対処すべきかの、人類共通の規範を確立してゆかねばなりません。またイデオロギーの対立、多様化の中で現代自然法論が人類共通の規範を確立出来るなら、それはその本来の使命を果すことになると言えるでしょう。

註

- (1) 「自然法」と「自然法論」とは一応区別しておくほうが理解しやすい、と思われる。「自然法」は〈善ヲナシ、悪ヲサケヨ〉という根本原理（規範）およびそれから論理必然的に導き出される若干の規範を指す。これに対し、「自然法論」は、かかる規範が人間の本性に由来し、それゆえに普遍妥当的であるこ

とを証明しようとするさまざまな理論的説明を指す。なお、J・ヨンバルト『自然法論の研究』（昭47、有斐閣）の冒頭の「自然法と自然法論」参照。

- (2) 人間をもふくめた諸事物の、つまり究極的にはあらゆる「存在するもの」の「本性」の把握がいちばん基礎にあり、この基礎の上に（の中で）「人間とは何か」が把握され、その上で「社会」把握（社会観）が形成される。
- (3) 自然法の起源は、文献的にはギリシアの古典悲劇、ソフォクレスの『アンチゴーン』だとされている。ロンメン『自然法の歴史と理論』（昭31、有斐閣）第一章、註(7)参照。
- (4) もっとも、ギリシア思想で〈自然〉とか〈自然に従って〉と言うとき、それは在りのままの自然現象のことでなく、むしろ、かかる自然現象の背後に在る〈本性〉をこそ意味していた。そして、この〈本性〉は、あるときは〈数理〉として、またあるときは〈イデア〉として捉えられもした。(cf. Eterovich, F. H., *Approaches to Natural Law*. N. Y., 1972, p. 22)
- (5) キリスト教は世界を超自然と自然とに別けるが、両者はけっして矛盾・対立するものではなく、「超自然は自然を完成するもの」とされている。両者は創造と被造の関係にあるからである。そして、両者をかくのごとき関係で結びつけるのに〈自然法〉概念が恰好の役割を果たした。ダントレーヴ・久保正幡訳『自然法』（昭27、岩波）、50頁
- (6) グローチウスの「神なしでも自然法の存在を証明できる」という片言をとらえて、彼は〈理性法〉の先駆者とされているが、むしろ〈理性法〉の特色は若干の原理から幾何学的演繹によって人間社会の法・倫理体系を統一的に展開したその方法論にある。(ダントレーヴ、前掲書、75頁以下。ヴィアッカー)
- (7) もう少し仔細に見るならば、ダーウィンの〈進化論〉の出現により、自然の背後に不変の原理があるのではなく、自然はより合理的なものへ進歩発達するという思想が有力になってきた。これを契機として、それまで当然のこととされていた人間の本性やその卓越性も疑われだした。加えて、人間性における「非合理性」や「悪への意志」などが強調されはじめた。
- (8) 自然法論の現代的表現ないしアプローチの一つである「事物の本性論」は、かような自然的事物としての人間の側面にスポットを当てて恣意的立法に客観的限界を付そうとする。(拙著『法哲学』昭50、青林書院新社、の中の「事物

の本性論としての自然法論」参照)

- (9) 人間と動物との関係については、「一元論」的な生物学的人間論と、二元論的な理性的人間論とがある。前者は動物と人間とを原理的に分かちつものではないとみる。後者は理性のみがわれわれを人間にするもので、人間の身体については別異のアプローチをする。つまり、理性にかんしては精神科学が、身体については生物学、医学などが原理的に別々のものとしてある。(ラントマン『人間学としての人類学』、昭47、思索社、185～6頁)
- (10) たとえば、キリスト教は、神は被造界を人間—動物—植物—無生物の段階秩序を以て創造したのであるから、上のものが下のものを自己の生存の手段とすることが許されている、と考える。
- (11) たとえば、レーヴィ=ストロースは、近親婚タブーがつけられ、婚姻規範ができたことを、「自然から文化へ」の転機ないしは飛躍とみる。(拙稿「自然法の実存的現象学(1)」、昭48、法学雑誌20—2、参照)
- (12) 周知のように、アリストテレスは、人間は本来的に「社会的動物」だとみているばかりでなく、じつは「政治的動物」ともみている。その意味は、人間が「家族」という共同体から「社会」に進み、その精神的・物質的必要をいわば自給自足できる規模の「国家」という共同体(この意味で「国家」は「完全社会」と呼ばれる)にやはり本来的に至る、ということである。
- (13) 古代および中世では、国家は人間に本来的なものとみられたのみならず、一つの「有機体」に擬えて考えられた。
- (14) 現代の国家観のなかで注目すべき原理として「補完性の原理」がある。それによれば、国家は人間の社会生活の必要を補完すべき機能を果たすものにすぎず、国家が目的自体ではないとされる。
- (15) 自然法の第一原理についてのこの本性による認識は、いわば本性的直観によるもので、古代および中世で「実践」理性というときの理性は、近代の科学的理性ではなくて、善悪を本性的直観によって弁別するはたらきを意味していた。
- (16) この項については、拙著『法哲学』の中の「形而上学としての自然法論」を参照。
- (17) たとえば、ロンメンは、歴史上の経験的知識として「殺スナカレ」に反する人喰い族や姥捨てや戦争などがあるという指摘に対して、「殺スナカレ」はじ

つは「害ヲ加エス者ヲ殺スナカレ」(You should not kill the innocent)であり、さればこそ「正当防衛」が認められていること、野蛮人は未知人をすべて加害者と誤認していたこと、限界状況では無益者や反社会的な者が「害ヲ加エル人」と思われていたことなどをあげ、ともかくも一般的・無条件的に「人ヲ殺シテヨイ」とする社会はない、として「殺スナカレ」が自然法規範たることを弁論している。(ロンメン『自然法の歴史と理論』昭31、有斐閣、228～230頁)

- (18) 一夫多妻や多夫一妻が一般的制度として或る社会で行なわれていたなどは、男女の出生比率がどこでもほぼ五分五分なことだけからみても、考えられない。原始時代の特殊事情から、又一夫多妻のほうが子どもを多くつくれるという誤認から、あるいは労働力の確保の必要から、ごく一時期に一部の者において一夫多妻が許容されていたにすぎない。(Jacques Leclereq, *Marriage and the Family*, tr. by Hanley, 1949, p. 61 ff.)
- (19) 人間本性そのものを脅かす問題としては、人工授精、墮胎、試験管ベビー、漸種、遺伝子の変更、生命の合成、安楽死、植物人間、などさまざまな問題がある。
- (20) Franz Böckleがその代表的論者である。詳しくは拙稿「自然法—その昨日と今日—」(自然法の研究 vol. 4, 1971)参照。
- (21) Verdross, A., *Statisches und dynamisches Naturrecht*, 1971 (原・栗田訳『自然法』、昭49、成文堂)では、人間本性に基づく一次的自然法を特定の政治・経済関係に当てはめて細則化されたもの(二次的自然法)のことをさしている。
- (22) コーブルストン『トマス・アキナス』(昭37、未来社)268頁以下。
- (23) ヨンバルト『自然法論の研究』、第三章(自然法、特に法原則の歴史性)参照。
- (24) 拙著『法哲学』(昭50、青林書院新社)の中の第三章の一、「自然法の歴史化」、および135頁以下に詳論してある。

2. モラロジーにおける法—道徳論

モラロジーには非常に多くの内容が含まれていますが、ここでは特に道徳との関係において法がいかにとらえられているかに、照準を合わせて見てみ

たいと思います。

Ⅰ 最高道德における法と道德

最高道德は、西洋倫理思想におけるあの理念的な至高善、最高善、にとどまるものではなくて、諸聖人の道德系統に一貫する道德の原理をさし、それは人間の行為を実際に指導し活動させるものであると説かれています⁽¹⁾。最高道德はかかるものですから、そこには自ら宗教的な要素が含まれ、法に対する道德の優位や道德の第一義性が見られます。その様な体系の中で、法はどう位置づけられているであろうか。

a 宗教的要素

最高道德の実質内容を形成する六つの条件の中に「神意に同化する」という言葉があります。それによると、モラロジーは神の原理を、神の存在と性質を明らかにし、人間の実生活を指導することが出来ると書かれております。まず第一に神の存在は間接的に、すなわち諸聖人の教説と事跡を通して知ることができます。諸聖人を通して宇宙根本の神霊たる神を我々は知るにいたるのです。次に神の実質たる慈悲を以って生活することが最高道德の実践になるとされています⁽²⁾。この慈悲を説いた中で、秩序、統制、統一にかなった精神作用と行為でなければ、慈悲とは言えず、道理にこだわる正義一辺の人、同情にすぎて正義を失う人は共に、慈悲にはずれると説かれております⁽³⁾。慈悲が正義を含み且つそれを凌駕するものだという考えが、ここに読みとられます。

b 道德の優位

義務先行の教えの所に、このことはよく現われています。すなわち権利が自然に各人に存在するかの如き考えは本末転倒で、道德の実行が権利発生の原因であり、そのことはモラロジーにより科学的に実証されていると言われています⁽⁴⁾。その証明として、(一)因襲道德においてさえ義務に励んだものが権利や利益を得ていること、(二)社会学その他の科学によれば優良な仕事をしたものが優者となっていること、(三)聖人は慈悲の心を以って人類を愛した

から聖人になったこと、があげられています⁽⁵⁾。次に義務の先行は法律上の人格の発生の原因であり、この法律上の人格の完成が法律上の権利の発生の原因だとも説かれています。漢字の「權」という字も「權衡」、すなわち「はかり」のことで、英語の「ライト」も「正しい」の意であり、義務先行の必要を示しています。ここでは当然に天賦人權説や王権神授説等の権利先行の思想は退げられる⁽⁶⁾。又義務は負いめ、借りと同義であり、我々は、この世に生まれた時からこれまで、先祖が残した恩恵に借りがあるのです。ゆえに最高道德を行なってこの借りを返してからでなければ権利は得られないのです⁽⁷⁾。

c 法律の位置づけ

モラロジーによれば、法の本質は正義であり、立法・司法の組織も正義の上に築かれねばなりません。しかし、法律学の実際は権利を偏重して、権利発生の原因を科学的に研究しようとしていません⁽⁸⁾。そもそも法律は、モラロジーによれば、「因襲的なもの」であり、利己的本能に由来するものです⁽⁹⁾。又法律は、道德と違って、他の個人または団体に強制されます⁽¹⁰⁾。しかし、かかる法律であっても、それが最高道德に人々を向ける役割をもつ限りにおいて、法律の存在は正当化されています。最高道德が法律の基礎となっているからです⁽¹¹⁾。さらにモラロジーにおいては法律は、社会的因果律と並ぶ「人為的因果律」とされています⁽¹²⁾。ここでいう因果律とは因果応報の天地自然のことで、科学の法則にいわゆる因果律とはいささか趣を異にします。自然淘汰たる「自然的因果律」と並んで社会的慣習による人為的淘汰をなす「社会的因果律」が考えられています。その中に含まれている法律は、立法者及び法執行者たる人の不完全性のゆえに法網からもれることがないわけではありませんが、その場合は自然的因果律が補ってくれます⁽¹³⁾。ゆえに、法律の制裁をまぬがれても自然の制裁を受けるのです。

d モラロジーの方法論

モラロジーにおいて最高道德はいかなる方法で認識されているかが、ここで問題にする方法論です。その一つは「歴史的方法」であり、もう一つは「社

会学的方法」ですが、第三に特に注目されるのは「実践的方法」です⁽¹⁴⁾。広池博士が法の歴史の研究者であったことから歴史的方法は到る所に見られます。まず最高道德自体が五つの歴史的に存在した道德、道德系統を主要な素材としています。それらが出発点となるのは、実際にそれらが歴史上人心を指導し活動させた因襲的道德だったからです。法律をもふくめいっさいの因襲的なものは、もちろん科学的吟味を受けてリファインされる必要がありますが、モラロジーにおける出発点であり素材であるばかりでなく、最高道德における不可欠の手段でさえあります。

次に、これこそまさにモラロジーの名称の由来となったのですが、最高道德にいたりうる真のモラルとしからざるものが社会学的な吟味を受けます。この学問によって真なるものを科学的に実証することがまさにモラロジーのモラロジーたるゆえんなのです。そのことは人間の「自然的及び人為的階級成立」の原因のところや「生存競争の原理」のところ、さらには本能を説いたところに見られます。しかし、モラロジーにおいて見のがせないのは、最高道德を知るには実践がともなわねばならぬということです。知徳一体こそはモラロジーの特色であり、諸聖人は他ならぬこの知徳一体の模範とされているのです。そして、最高道德実行の根本法則は天地自然の法則、天地の公道を知るだけでなく、これに順応同化して絶対服従することにあるとされています⁽¹⁵⁾。

II モラロジーの法律観

モラロジーにおいては前述のように法律は「因襲的なもの」「利己本能に本づくもの」とされています。特に現代の法律は少数の不良なものを益している⁽¹⁶⁾ことが鋭く批判されています。しかし、それなら法律を否定しているのかというと、そうではなくて法律に従うべきことがソクラテスを例に出して説かれています⁽¹⁷⁾。又、相手がはなはだしく不道德の時は、やむをえず法律に訴えることが許される⁽¹⁸⁾、とも言われています。この一見矛盾する法律観は因襲的な法律といえどもこれを最高道德実行のいわば初歩的手段とし

て相対的に評価していることからくるのです。法律の力を借りて自我を満たす者は滅びるが、法律を手段として自己を最高道德に向かわせる者は栄えるのです。このような法律観は実存主義の説とどこか似ているところがあります。たとえばヤスパースは現存在（ダーザイン）という初歩低次の段階における伝統的法律としての習俗を、実存へ向かう手段たる限りにおいて、認めております⁽¹⁹⁾。

註

- (1) 広池千英講述『道德科学（モラロジー）および最高道德の概要』（昭49、補訂一版）2頁
- (2) 前掲書、97頁以下
- (3) 同 107頁
- (4) 同 113頁
- (5) 同 114～116頁
- (6) 同 117頁
- (7) 同 118～119頁
- (8) 同 8頁
- (9) 同 36頁、192頁
- (10) 同 192頁
- (11) 同 103頁
- (12) 同 171頁
- (13) 同 172頁
- (14) 同 3頁
- (15) 同 49頁、85頁
- (16) 同 105頁
- (17) 同 101～102頁
- (18) 同 48～49頁
- (19) ヤスパース『哲学』Ⅱ（昭39、創文社）62頁、410～413頁においては、いちばん低い段階の現存在における習俗も、その上の意識一般の段階における法律も、フェヒナーが評したように現存在がその中に展開される空間の保護として

の間接的意義をもつ (Fechner, E., Rechtsphilosophie, 1956, S. 233)。しかし、しょせん法律は「機械的で死んだもの」であり、実存により克服されるべきものの、とされている。

3. モラロジーと現代自然法論

モラロジーと現代自然法論を比べ、お互いにどの様に補完しあうかを「結び」に代えて見てみたいと思います。

I 自然法論としてのモラロジー

以上に見てきたモラロジーの主張の中に、自然法論と共通するところをいくつかみてとることが出来ます。まず最高道徳は前述の様に五つの偉大な道徳系統を素材とし出発点としております。自然法論者は、儒教の中⁽¹⁾にも、仏教の中にも、そしてギリシア哲学の中にも自然法の主張があることを認めております。又、義務先行の主張の中にも自然法論と似たものが感じられます。自然法論者も、自然権があつてしかる後に自然法があるのではなくて、はじめに自然法があり、この自然法に基づいて自然権があると考えのです。又、因果律を説いた中に自然法論者が自然法の証明として用いている所と似たものがみられます。すなわち、自然論者も人々が自然法を無視した時自然から報いをうけること、又、自然法として昔から認められているものを軽視あるいは無視する人々や民族は社会的・歴史的に報いをうけること、を自然法存在の論証方法としてやはり用います⁽²⁾。そのことは、自然法則の場合のようにはっきりと認識されないかもしれません。又、それに反した場合も自然法則に反した様にただちにその結果が出てこないかもしれません。しかし長い目でみる時、自然法に反する様な民族は自然的並びに歴史的・社会的報いを得て、衰退し滅亡してゆくのです。

II モラロジーとしての自然法論

現代自然法論は自然法を宗教的・神学的あるいは形而上学的にだけではなく、科学的に証明する課題を負わされていることは前に述べた通りです。そ

の様な試みはすでに現代自然法論において着手されています。例えば自然法がかつて守られなかったその様な民族の歴史的・社会的原因なり条件は何であったか、ということ科学的に研究することによって、自然法というものがもっと明らかにされます⁽³⁾。この様な研究にとって、「モラロジー」における人間の自然的及び人為的階級成立の原因論は大いに教えるところがあるように思います。現代自然法論は前にも述べた様に、人間と動物とがどう違うか、つまり人間にのみ固有の人間本性は何か、というところにまでさかのぼって自然法を説明しようとしています。そのためには文化人類学が大いに役立つと考えられます。広池博士がモラロジーを研究された時代には今日のように文化人類学はまだ発達していませんでした。従って文化人類学によって自然法をもっとよく科学的に証明することが出来るならば、それはモラロジーにとっても益するところがあるかと思われれます。

III 結び—モラロジーの普遍化の為に—

モラロジーを学んで、私はいくつかの事を感じました。その一つはモラロジーの考えの底には中国の儒教のみならず、中国の天の思想、あの則天去私の思想が根強くあるということです。また、因果律のところでは仏教の因果応報の考えも感じられます。そして第三にその最高道徳の科学的証明の仕方の中には、広池博士の時代にヨーロッパにおいて、そして日本においても、支配的であった社会科学ないしは社会学の傾向をみてとることが出来ます。私はすぐにスペンサーを連想しました。そして、スペンサーの中にあるオプティミスティックな進化論そのものの影響がやはりモラロジーの中にもあるのではないかと思われれます。広池博士がモラロジーを構想され説かれてからだいぶ時代もたちました。そして現代、もろもろの科学はその後非常な進歩をとげました。したがって新しい現代のもろもろの科学によって広池博士の所説—その根本は変わらないにしても—を証明しなおし、現代の人々にとっても説得的なものにしてゆく必要があるかと思われれます。自然法との関連でいうならば、人間とは何かの諸学の成果をとりいれて、道徳科学としても

自己を確立してゆく必要があるかと思われます。そのことがまた、モラロジーの普遍化に資することになると考えます。

註

- (1) 「儒教と自然法」にかんする文献としては田中耕太郎「シナ社会の自然法秩序」(法律哲学論集三、昭27、岩波)、同、『法家の法実証主義』(昭23、福村書店)、増田福太郎『生成的自然法への招待—中国人の自然法思想』(福岡法学、14—1、15—2)参照。
- (2) 自然法の経験的証明についての社会学の必要にかんしては、拙稿「自然法と社会学」(『法哲学と社会法の理論』、昭46、有斐閣)参照。
- (3) 自然法規範とされるもの(例・「殺スナカレ」)の普遍妥当性については一応「判断中止」し、娼捨てや間引きや辻切りが行なわれた時代の社会状況に先ず取組み、いかなる社会的条件がかかる現象を産み出したかを探究することにより——これが現象学的方法である——、自然法の本質把握を試みたい、と考えている。その試みの一端である拙稿「日本人の罪悪感」(『法の支配』、1963年号)を参照。

〔あとがき〕 本稿は昭和50年10月に行なわれたモラロジー創建50年記念中央集会(第2日目)での講演原稿に加筆したものである。